

立地基準の検討

2013年4月2日

埋施設設置に関する技術専門委員会

立地選定にあたり考慮すべき項目の基本的考え方

立地選定にあたり考慮すべき項目は、地域が候補地を抽出するに際して事業者側から提案する候補地の要件と好ましい条件とから構成される。

候補地の要件

- ・大きな事故の誘因を排除し、また、万一事故が発生した場合における影響の拡大を防止する観点から確認すべき、埋設施設の敷地及びその周辺における**安全確保上支障がない自然環境条件**が候補地の重要な要件となる。

（我が国の安全審査指針における基本的立地条件や、IAEAの浅地中処分安全要件に提示されている）

- ・自然環境保護、土地利用、文化財保護等の観点からの**法規制や計画の対象となっている地点でないこと**も、候補地の要件として確認すべき項目となる。

候補地として好ましい条件

事業の安全性や法規制の観点から確認すべき項目ではなく、地域とのコミュニケーションの場において、**候補地の好ましさを検討する上での拠り所となる項目として位置づけられる**ものである。

- ・埋設事業がもたらす地域社会への好ましい影響について、地域社会と認識を共有できることが重要である。したがって、埋設施設の立地に伴う経済波及効果等、地域社会の発展につながる側面について考慮する。
- ・一方、事業者には経済性を考慮した合理的な処分を実施することが求められている。したがって、埋設事業を推進する上での経済性・利便性と共に、軽減することが好ましい社会的側面への影響について考慮する。

立地選定に当たり考慮すべき項目（1/3）

A. 安全性(候補地の要件)

大きな事故の誘因を排除し、また、万一事故が発生した場合における影響の拡大を防止する観点から、埋設施設の敷地及びその周辺における自然環境条件を考慮して、安全確保上で支障がないことを確認することが必要である。したがって、浅地中処分安全要件（IAEA）、安全審査指針における基本的立地条件（原子力安全委員会）等を参考にして、以下のような考慮項目が考えられる。

(A1) 自然環境

(A11) 自然現象

火山、津波、陥没、地すべり、洪水の各事象による埋設施設への影響

(A12) 地質及び地形等

断層(活断層)、地形(湿地等、勾配等)等の各事象による埋設施設への影響

(A2) 社会環境

(A21) 石炭、鉱石等の天然資源

掘削対象となり得る天然資源が存在する地域でないこと

B. 環境保全(候補地の要件)

自然環境保護、土地利用、文化財保護等の観点から、規制・計画の対象となる地点でないことを確認することが必要である。したがって、以下のような考慮項目が考えられる。

(B1) 土地利用に係る規制・計画

(B11) 自然環境

(B12) 土地利用

(B2) 文化財の保護

立地選定に当たり考慮すべき項目（2/3）

C. 経済性・利便性（候補地として好ましい条件）

埋設施設の設置に際しては、まず所要の事業用地の面積を確保することが必要となる。また、経済性を考慮した合理的な処分を実施する上では、立地選定にあたり以下のような考慮項目が考えられる。さらに、地域とのコミュニケーションにおいて挙げられる下記以外の項目についても考慮する。

（C1）事業用地

（C11）用地面積（本項目については、「安全性」「環境保全」と同様に候補地の要件として位置づけられる）

（C12）用地取得及び造成工事等に係る費用

（C13）用地形状

（C2）輸送の利便性

（C21）利用可能な港湾からの距離

（C22）幹線道路からのアクセス

立地選定に当たり考慮すべき項目（3/3）

D. 社会的側面(候補地として好ましい条件)

社会的側面への影響を考慮する上では、立地選定にあたり以下のような考慮項目が考えられる。さらに、地域とのコミュニケーションにおいて挙げられる下記以外の項目についても考慮する。

(D1) 用地取得の容易性

(D11) 規制解除

(D2) 地域社会の受容性

(D21) 地域産業への影響

(D22) 自然景観の保全

(D23) 輸送経路（周辺社会の理解と協力）

(D24) 地域の理解と協力（地域共生等）